

精神障害者旅客運賃割引規則（令和6年12月北海道旅客鉄道株式会社公告第11号）の一部改正

現 行	改 正
<p data-bbox="591 240 667 272">(前略)</p> <p data-bbox="159 328 286 360">(取扱区間)</p> <p data-bbox="143 371 1115 443">第5条 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p data-bbox="174 459 1115 571">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とします。ただし、精神障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限ります。</p> <p data-bbox="577 632 680 663">(以下略)</p>	<p data-bbox="1585 240 1662 272">(前略)</p> <p data-bbox="1153 328 1281 360">(取扱区間)</p> <p data-bbox="1137 371 2110 443">第5条 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p data-bbox="1169 459 2110 571">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とします。ただし、精神障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、営業キロが100キロメートルをこえる区間に限ります。</p> <p data-bbox="1603 632 1706 663">(以下略)</p>

2026年3月14日から施行する。